

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IFRS 解釈指針委員会が、解釈指針案「外貨建取引と前渡・前受対価」を公表

目次

- ・ IASBはなぜ本解釈指針案を提案するのか？
- ・ 本解釈指針案が提案する変更はどのようなものか？
- ・ 本解釈指針案はいつ適用されるのか？

本 IFRS in Focus は、IFRS 解釈指針委員会が一般のコメントを求めるために 2015 年 10 月に公表した、最近の IFRIC 解釈指針案 DI/2015/2 「外貨建取引と前渡・前受対価」(「本解釈指針案」)で提案された内容を要約したものである。

要点

- ・ 本解釈指針案は、対価の前払いまたは前受けを伴う場合、企業がどのように取引日、したがって外貨建取引を報告する際に使用する直物為替レートをどのように決定すべきかのガイダンスを提供するものである。
- ・ 本解釈指針案は、収益取引に限らず、対価の前払いまたは前受けを伴うその他の外貨建取引の当初認識時にも適用される。
- ・ 企業は、適用開始時に遡及してまたは将来に向かって適用するいずれかの方法を選択することができる。
- ・ 本解釈指針案に対するコメント期限は、2016 年 1 月 19 日である。

IASB はなぜ本解釈指針案を提案するのか？

本解釈指針案は、解釈指針委員会が受けた要望に対応して開発されたもので、顧客が財またはサービスに対して返還されない支払いを事前に行う場合、収益取引を IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」に従って報告する際に使用する為替レートを明確化することを目的としている。解釈指針委員会は、返金不要の前受金の受取日の直物為替レートをを用いた収益の認識と、財またはサービスの移転日の直物為替レートをを用いた収益の認識との間で現行の実務上の不統一がある点に着目し、そのため、IAS 第 21 号の解釈指針を開発することを決定した。

本解釈指針案が提案する変更はどのようなものか？

本解釈指針案は、非貨幣性の前払資産または非貨幣性の繰延収益負債に関連し、それらの認識中止時に初めて認識される、資産、費用または収益(あるいはその一部)を換算するため使用する直物為替レートを決定する目的で取引日を識別する際のガイダンスを提案している。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

本解釈指針案は、当該目的のために識別される取引日は、次のいずれか早い日であることを明確化している。

- 非貨幣性の前払資産または非貨幣性の繰延収益負債が、企業の財務諸表に当初認識される日
- 関連する資産、費用または収益(あるいはその一部)が、財務諸表に認識される日(その結果、前払資産または繰延収益残高の認識が中止される)

取引が段階的に行われる場合には、取引日は各段階について設定される。

見解

外貨建取引の量が多い企業では、本解釈指針の適用により、外国為替変動の影響を計算するために使用しているソフトウェアの改修が必要になるかもしれない。

本解釈指針案は、外貨建であるかまたは外貨で価格設定される前渡・前受対価が、非貨幣性の前払資産または非貨幣性の繰延収益負債を生じさせる場合のみを対象とし、外貨建であるかまたは外貨で価格設定される現金対価および現金以外の対価の両者に対して適用される。本解釈指針案は、関連する資産、費用または収益(あるいはその一部)の当初認識の目的で、非貨幣性の前払資産または非貨幣性の繰延収益負債の外貨金額が事後に再測定を求められるような状況には適用されない。例えば、関連する資産、費用または収益を、公正価値により当初認識することが要求される場合である。

見解

IFRS 解釈指針委員会は、当該論点は収益取引に限定されないこと、したがって本解釈指針案を、同様の影響を受けるその他の外貨建取引の当初認識にも適用すべきであることを決定した。本解釈指針案の結論の根拠に設けられている例示では、有形固定資産、無形資産、および投資不動産の購入および売却、棚卸資産およびサービスの購入、そしてある種の政府補助金やリース契約を含む取引を扱っている。

さらに解釈指針委員会は、本解釈指針案は保険契約および法人所得税に係る取引には適用する必要はないことを決定した。

本解釈指針案はいつ適用されるのか？

本解釈指針案は適用日を特定していないが、最終化されれば早期適用が認められることを提案している。

適用開始時に、企業は本解釈指針案の提案を、遡及してまたは将来に向かって適用するいずれかの方法を選択することになる。

コメント期間は2016年1月19日に終了するが、解釈指針委員会はその後本解釈指針案に対して受け取ったコメントを検討した後に発効日を決定する。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited